

林業公社経営対策等に関する検討会 報告書(概要)

1 林業公社の現状

(林業公社の意義)

- ・36都道府県に40の林業公社(平成21年6月末)
- ・約40万haの森林を造成し、森林の公益的機能の発揮や雇用の創出などに重要な役割

(林業公社の経営状況)

- ・木材価格の低下や借入金の累増(1兆392億円(平成19年度末))等により、総体として厳しい状況
- ・各林業公社の取組や都道府県の支援等が様々であり、債務の状況等も林業公社間で大きな差

2 林業公社の経営及び森林整備の課題

(林業公社の役割、あり方)

- ・経営状況、将来の収支見通し等について検証・的確な情報開示を行うとともに、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要

(林業公社の経営対策における課題)

- ・林業公社や都道府県が積極的に経営対策を実施する必要
- ・一層の経営合理化努力を前提に、国による利子負担軽減策等の経営対策の拡充等を講ずる必要

(林業公社の森林整備の課題)

- ・将来の森林整備のあり方の検討

3 林業公社の経営対策及び将来の森林整備のあり方

(1) 林業公社の経営状況等の情報開示と林業公社のあり方の検討

① 経営状況等の実態把握・開示

最新の公益法人会計基準の早期適用。議会や住民への情報公開。森林資産の時価評価方法の検討。

② 林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討

- ・経営検討委員会で検討の上、「改革プラン」を策定
- ・存続する林業公社に係るプランにおいては、具体的な経営改善策や必要となる公費負担を明示する必要

③ 将来の森林整備のあり方の検討

(2) 経営対策

① 林業公社及び都道府県による更なる経営対策の取組

② 利子負担軽減対策

- (a) 日本政策金融公庫債務の整理の検討
- (b) 日本政策金融公庫資金の活用の検討
- (c) 特別交付税措置の拡充

③ 事業コストの縮減、収益性の向上

- (a) 森林整備に係るコストの縮減
- (b) 管理コストの縮減
- (c) 収益性の向上
- (d) 不採算林を整理する場合の措置
 - ・第三セクター等改革推進債の活用
 - ・日本政策金融公庫資金の繰上償還

④ 林業公社を廃止する場合の措置

- (a) 第三セクター等改革推進債の活用
- (b) 都道府県が公社造林地を承継する場合の措置

(3) 将来の森林整備のあり方の検討

- ① 多様な森林づくりに向けた合意形成
- ② 先導的な森林経営の展開
- ③ 木材需要の喚起及び生産・加工・流通体制の整備

林業会社に対する経営対策(イメージ)

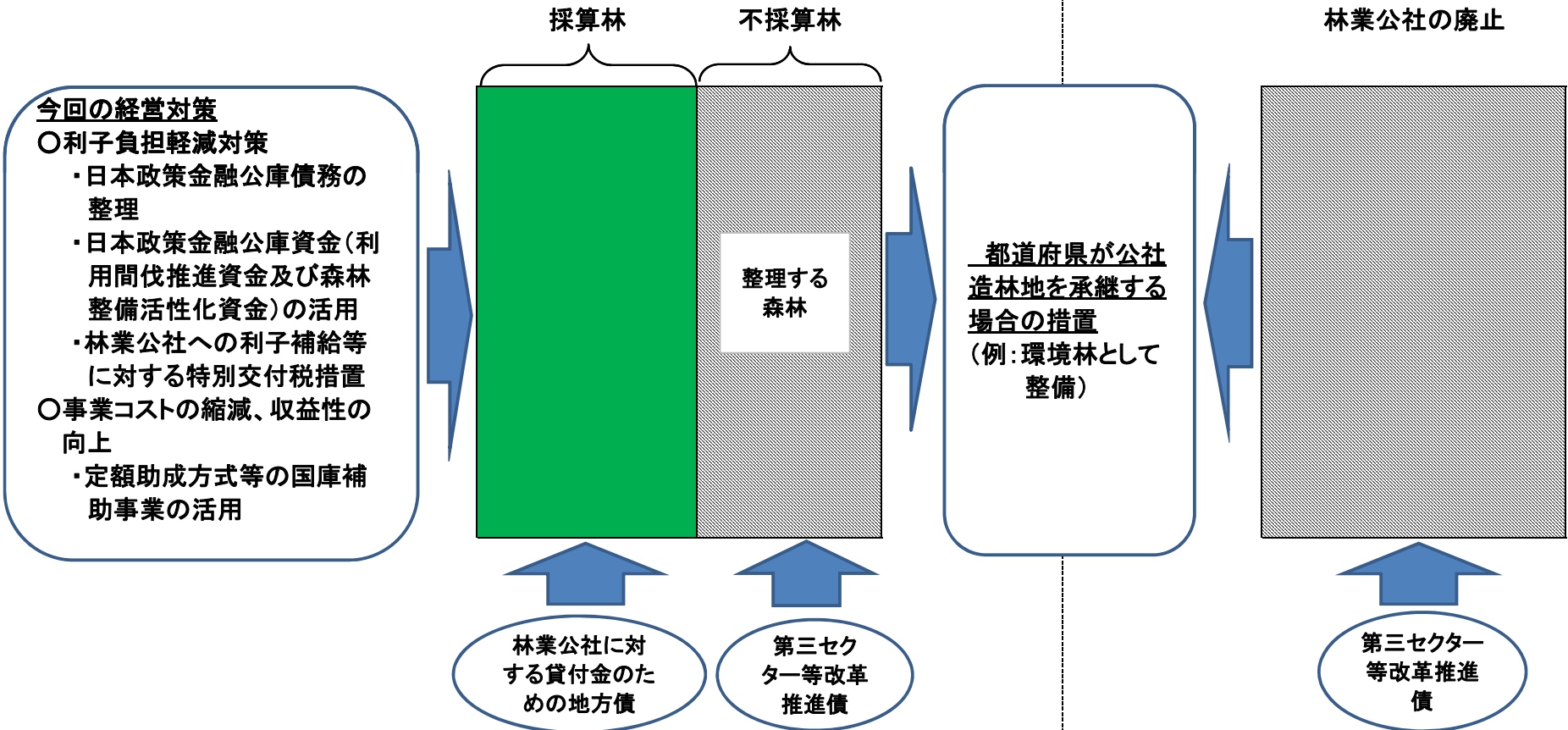
今後の林業会社の経営について検討を行うに当たっては、林業会社の経営方針、経営状況、将来の収支見通し、既往造林地の評価等についての検証・的確な情報開示を行うとともに、林業会社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要

○存続(再生)する場合

大幅な債務超過となっている林業会社については、林業会社を再生するに当たり、当該債務超過の解消に向けた不採算林の整理等の検討が必要

○廃止する場合

今回の経営対策に基づく取組を行っても、将来にわたり継続的な経営の見通しが立たない林業会社は廃止すべき



林業公社における将来の森林整備のあり方

課題

- 多様な森林づくりへの誘導
長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林への誘導が必要
- 契約期間満了に伴う皆伐後の再造林の確保
契約に基づく伐期を迎える森林が急増する中、皆伐後の再造林の確保など既往造林地の適切な取扱が必要
- 先導的な取組の実践
一団の森林としてまとまりのある公社造林地については、多様な森林づくりの実践の場や地域の木材安定供給の核として活かしていくことが重要



取組方向

- ◎ 多様な森林づくりに向けた合意形成
 - ・ 多様な森林づくりの検討に当たっては、森林整備の方針を明確にした上で、多様な森林づくりについて森林所有者と合意
 - ・ 契約期間や分収割合の変更など弾力的な契約内容等への移行を進める際の助成措置を活用
 - ・ 契約期間満了等に伴う伐採後の森林整備が円滑に進むよう関係者が合意形成を図るための支援措置を検討
- ◎ 先導的な森林経営の展開
 - ・ 多様な森林づくり、木材の安定供給
 - ・ 主伐期を迎えた造林地において、伐採時期を調整し、森林の多面的機能にも配慮した森林整備手法を検討
- ◎ 木材需要の喚起及び生産・加工・流通体制の整備
 - ・ 木材加工施設の整備や木材・木質バイオマスの流通円滑化対策などを通じて、林業公社においても間伐材等の計画的、安定的な供給を通じた需要先の確保等に取り組む

【改革の区分】

国ガイドラインに沿って法人のあり方を検討する法人

【経緯】

当公社は、国策のもと公的な外部資金を活用して計画的に民有林の造成、整備を推進すると共に、森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手の確保育成を行い、もって、県土の緑化・保全、農山村経済の振興に寄与することを目的として昭和40年9月に全額県出資により設立された。

分収造林事業では、これまでに約8千haの人工林を造成し、民有林資源の充実や地域経済発展に貢献するとともに、「金川の森」など県施設の管理・運営を受託し、県民への自然とのふれあいの場の提供などに努力している。

公社の主要な事業である分収造林事業については、植林から収穫まで50年以上の長期にわたる事業費の主な財源を県・公庫・市中銀行からの借入金によっているため、現在260億円を超える長期借入としての負債を抱えている。

【改革の方向性】

「林業公社経営計画」(計画期間：平成17～25年度)に基づき、必要最小限の組織体制への移行、役職員給与のカットによる人件費縮減、日本政策金融公庫借入金の借換による利息償還額の軽減などの経営改善に努める。また、皆伐による裸地化の防止や地球温暖化防止を目的とした国の政策である非皆伐施業の導入について、収益性の向上など検討する。

平成23年度中に公益認定を得て公益財団法人へ移行できるよう、当面の債務超過を解消する方途を検討し、所定の手続きを進める。

平成19年度決算において、約79百万円の債務超過となっており、収穫終了予定の平成67年度には、約207億円の債務超過が見込まれる。

国ガイドラインに沿って法人のあり方を検討する法人に位置付け、法人のあり方について抜本的な検討を行い、外部の専門家の意見も踏まえた経営改革に関する方針を策定・実行する。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画(平成17年度策定)の着実な実施
- 2 債務超過の解消と公益法人制度への対応(公益財団法人への移行)
- 3 経営改革に関する方針の策定と着実な実施

改革工程(実施スケジュール)	21	22	23
経営計画の着実な実施			
	→		
債務超過の解消と公益法人制度への対応			
	検討・準備		申請・移行
経営改革に関する方針の策定と着実な実施			
	策定	実施	
	→		